

# 第 1 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時 令和 2 年 1 月 6 日 (月)  
開会 午後 3 時 0 0 分  
閉会 午後 3 時 3 0 分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 1 4 名

4. 欠 席 0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	1 1	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	1 2	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	1 3	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	1 4	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	1 0	前田 節朗	○			

議事録署名者 7 番 中島 徳雄

1 1 番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	野中 信守	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第 1 号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	( 1 件)
議案 第 2 号	農地法第 5 条の申請について	( 6 件)
議案 第 3 号	農地法第 4 条の申請について	( 1 件)
議案 第 4 号	農地法第 3 条の申請について	( 7 件)
議案 第 5 号	農用地利用集積計画 [農業経営基盤強化促進事業] について (利用権設定 通年 8 件)	

8. 報告事項

報告 第 1 号	農地法第 18 条第 6 項通知の受理について	( 1 件)
----------	-------------------------	--------

9. 連絡事項

なし



事務局	<p>議案第 1 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請 1 件と議案第 2 号 農地法第 5 条の申請 6 件について御説明します。</p> <p>まず議案第 1 号の変更承認申請の 1 件と議案第 2 号の 1 件について合わせてご説明いたします。</p> <p>議案の 1 ページ、1 番と、議案の 2 ページ、1 番になります。図面は 1 ページから 3 ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>この案件につきましては、申請人 2 人の連名で、平成 1 2 年に共同住宅建設での 5 条許可を受けられておりました。造成工事の終了後、採算面で懸念が出たため建設を一時中断されていましたが、この土地を活用するため、申請人の内 1 人が、太陽光発電施設設置のために変更されることとなりました。今回は申請人 2 人の共同申請から個人申請への転用者の変更及び転用内容の変更の承認を受けるため、議案第 1 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請が提出されています。また、申請者が改めて 5 条許可を受ける必要があるため、議案第 2 号 農地法第 5 条申請の 1 番を同時に提出されております。</p> <p>農地区分は、第 2 種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の 2 ページ、2 番になります。</p>
-----	--

事務局	<p>図面は4ページから6ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、3番になります。 図面は7ページから13ページになります。</p> <p>申請地は、○○○○○○地区です。 借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、4番になります。 図面は14ページから18ページになります。</p> <p>申請地は、○○○地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は、第3種の農地区分要件、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に該当します。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、5番になります。</p> <p>図面は19ページから21ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地の農地区分要件、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね300m以内に該当します。</p> <p>許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、6番になります。</p> <p>図面は22ページから24ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇地区です。</p> <p>借受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第1号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と議案第2号 農地法第5条の申請6件については、以上です。</p>
-----	--

議長	それでは事業計画変更承認申請1番と、農地法第5条1番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	この申請は、約20年前にアパートを建てる目的で転用許可を受けられていましたが、埋め立てだけをして、諸事情により建設はされずに、毎年草払いなど管理はされておりました。今回、太陽光発電施設設置に変更されて申請をされています。他の農地に支障が出ることはありません。区長、生産組合長の印もありました。私も確認して印を押しています。よろしくご審議ください。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	元梨畑に太陽光発電施設を設置したいとの申請です。周辺には宅地も多く、他の農地に問題が出ることはないと思いますので、印鑑を押しています。区長、生産組合長の印もありました。ご審議お願いいたします。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	専用住宅を建てたいとの申請です。周辺は宅地が多い所です。雨水は道路側溝に流され、生活排水は下水道に接続されます。他の農地への影響もないと思います。生産組合長、区長の承諾印もありましたので、私も承諾しています。ご審議お願いします。以上です。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	専用住宅の申請です。周りはすべて宅地化されています。ここだけ農地として残っていました。北側に農業用水路があります

○番委員	が、これは維持されるようになっていきます。雨水は道路側溝に排水され、生活排水は下水道に接続されます。他の農地への影響が出ることはないと思います。生産組合長、区長の印鑑もございましたので私も承諾しました。ご審議をお願いします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	太陽光発電施設設置の転用申請です。申請地の3面は、宅地と道路に接しており、残り1面が農地と接しておりますが段差があります。雨水は地下浸透と道路側溝、農業用水路に流れます。区長、生産組合長の捺印もありました。私も確認し問題になることはありませんでしたので承認しております。ご審議をお願いします。
議長	5番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。
○番委員	これも太陽光発電施設設置の転用申請です。申請者の自宅横に設置されます。周辺には畑がありますが、雨水は地下浸透と接している池沼へ排水されますので、影響は出ないと思います。区長、生産組合長の印もありました。私も問題もないと承認をしております。ご審議をお願いします。
議長	6番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので、農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件と農地法第5条の申請6件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。  続きまして、議案第3号 農地法第4条の申請1件について事務局から説明をお願いします。



事務局	<p>議案第3号 農地法第4条の申請1件について御説明します。  議案の4ページ、1番になります。  図面は25ページ、26ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇〇地区です。  申請者が、植林のための申請です。</p> <p>農地区分は、第2種農地の農地区分要件、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。  許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第3号、農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは1番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>山林への転用申請です。ここは周辺が山林ばかりになっていて、ここだけ、申請者と母親でミカン畑をされていました。母親が高齢となり、申請者だけでは作るのは難しいとのことで、植林をしたいとの申請です。現況を見ましたが、周りは山林と原野であるため問題はないと思います。区長、生産組合長の印鑑もありました。ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認をいただきましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第3条の申請7件について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第4号 農地法第3条の申請7件について御説明します。 議案は5ページになります。</p> <p>1番から7番まで申請事由や経営状況等を掲げております。全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。また、4番から7番の法人が譲受人となる案件は、先の要件に加えて、農地所有適格法人要件も満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は、以上7件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p>
○番委員	<p>4番から7番の土地の値段について聞きたいのですが。 ここは元の新幸農園ですか。</p>
事務局	<p>農地は元の新幸農園内です。お尋ねの価格ですが基本的に10aで10万円でした。1筆だけ10aで12万円の筆がありました。</p>
○番委員	<p>はい、わかりました。</p>
○番委員	<p>まだ、梨の木は立っているのですか。昨年まで栽培していたところもあったのですか。</p>
事務局	<p>まだ切ってはないので、作られて出荷されていたところもあったと思います。今後、譲受人が補助事業を使ってキウイにかえられるとのことです。</p>
議長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第4号 農地法第3条の申請7件については許可とします。</p>

議長	<p>続きまして、議案第 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 8 件について、御説明します。</p> <p>議案の 6 ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が 5 名、貸付人が 8 名で、面積は田が 3 6, 0 6 5 m<sup>2</sup>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 7 ページから 1 1 ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定については、以上 8 件です。</p>
議長	<p>議案第 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 8 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第 5 号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年 8 件については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>1 番につきましては、借人の都合により合意解約をされます。解約後は転用の予定で、議案第 2 号 農地法第 5 条の 6 番に上程しております。</p> <p>報告第 1 号については以上 1 件です。</p>
議長	<p>報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項通知の受理 1 件について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第 1 回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>